

平成 30 年 2 月 28 日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

ウリ信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通り  
といたします

### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当信用組合での顧客の接点は、Face to Face が中心であることを鑑み、電  
子決済等代行業者との連携及び協働は実施しません。  
実施する場合は、改めてご案内いたします。

以 上